- 江戸期の管理制度と組合規則への継承- 近世・近代の海女漁における資源管理について

杉山 亜有美

はじめに

は、 その姿が登場する。 水作業にすべてを懸ける原始的な漁法がいまだに続けられていること 漁においては、 が描かれ、 いたと考えられており(1)、文献記録でも、 一つと簡単な道具のみで広い海に飛び込み、一回にわずか一分程の潜 驚くべきことである。 海女、 当時の社会でも大いに興味を抱かせる存在であった。 は、 最新技術を駆使した漁法が発達した現代でも、 考古遺物の検討から、遡ること三千年前には存在して 江戸時代には浮世絵の題材として好んで海女の姿 奈良時代の『万葉集』に その身 海女

女の国」と言えよう。 うち志摩半島の海女がその半数ほどを占める(3)。三重県はまさに「海明在、日本には二○○○人余りの海女が存在しているが(2)、その

現在海女漁は、主な漁獲物が磯付資源であるため、乱獲による資と称される浮き桶を携えて各自で随意に漁を行う方法がある。る夫婦や父娘など男女ひと組で船で漁を行う方法と、徒人(カチド)た称され荒布などの海藻類であり、その操業形態は、舟人(フナド)と称され海女漁の主な漁獲物は、鮑・栄螺(サザエ)などの貝類、若布・

基本的に村単位での管理・運営に任せていた。

村に浦役を課したほかは積極的な漁業政策を展開してはおらず(マ)、

こうした海女漁村が多くあったにもかかわらず、鳥羽藩では各漁

らかにされていない。 代から、どのような形で行われ、現在に繋がってきたのかは、まだ明の違う漁獲規制が必要なのである。しかし、こうした規制がいつの時漁が行われている。海女漁の存続のためには、一般の漁業とはレベル源の枯渇が叫ばれ、漁獲物の大きさや漁期について厳しい制限の下で

なりわいとして「当村之儀兼々御存知被為遊候通田畑すくなく御座候 に大きな役割を果たしていたのである。元禄三 (一六九〇) 年に起こ は、その多くが入り組んだ地形ゆえに耕地面積が狭く、渡世の手段を た。 答志、志摩の二郡・五六ケ村の村が存在し(4)、鳥羽藩の支配を受け 概観しておく。藩政時代の志摩半島 代の海女漁村ではどのような理由で規制が存在し、それが近代社会 らも志摩漁村における海女漁の比重の大きさが理解できよう。 故、第一蚫栄螺を取朝夕のいとなミに仕候」と記されており、 った石鏡村と坂手村の漁業論争文書(6)の中では、当時の石鏡村の 漁業に頼らざるを得なかった。なかでも海女による潜水漁業が村経済 われ(5)、この下に村民が統制されていた。海女を多く有した漁村で の転換とともにどのように変化していったのかを明らかにしたい。 本論に入る前に、江戸時代における志摩半島の海女漁村について 本稿では、 鳥羽藩の支配組織は、 志摩半島における海女漁の規制に焦点をあて、 郡奉行 - 代官 - 大庄屋 - 庄屋の仕組みで行 (現在の鳥羽市、 志摩市域)には、 江戸 時

第一節 海藻の磯留制

志摩半島は気候温暖な海域に面し、魚介類・海藻類が豊富であった。 志摩半島は気候温暖な海域に面し、魚介類・海藻類が豊富であった。 本身海藻を食す習慣が支配階級から百姓、町人層へと広まっていき、より海藻を食す習慣が支配階級から百姓、町人層へと広まっていき、より海藻を食す習慣が支配階級から百姓、町人層へと広まった。

漁村における海藻の採藻期を確認する。のであろうか。現在に残っている指出帳(ユ)などから、当時の海女のであろうか。現在に残っている指出帳(ユ)などから、当時の海女こうした海藻を採取する村々では、採藻期をどのように定めていた

県水産概略』(2)から、 採藻期であり、 採藻期であったと言えよう。 が初若布を正、二月から採取しているが、 ていた採藻期を表一に、 享保十一 (一七二六) 各漁村の採藻期について見てみると、まず若布については答志村 は相差村では十月から翌三月、 甘苔(アマノリ)は二月から三月、 海藻の適漁時期を表二にまとめて示した。 明治十四(一八八一) 年の 荒布は五、 「指出帳」から、 国崎村では二月から三月と冬季が 六月から八月、 基本的には二月から三月が 年に編述された『三重 各漁村で実際に行われ 海羅 鹿尾菜 (フノリ) は (ヒジ

	適漁時期
若布(ワカメ)	2月~5月
荒布(アラメ)	6月
鹿尾菜(ヒジキ)	寒中
海苔(アマノリ)	12月~3月
海羅(フノリ)	1月~5月
石花菜(テングサ	6月~8月

=	^
衣	Z

村	海藻名	採藻期
	初生若布	(御用の節、差上)
坂手村	ほんたわら	12月中に差上
	ふのり	【(御用に付、6月7月中差上げ
····	洗ふのり	(御用の節、差上)
	煮荒布	(御用の節、差上)
石鏡村	若布	(御用の節、差上)
	甘苔(アマノリ)	(御用の節、差上)
	海鹿(ヒジキ)	(御用の節、差上)
	煮ひじき	(御用の節、差上)
桃取村	海雲(モズク)	(御用の節、差上)
	洗ふのり	(御用の節、差上)
	初若和布	正2月中に差上
	洗若布	3月~4月迄
答志村	塩若和布	(御用の節、差上)
D 10.11	洗ふのり	6、7月~洗う
	荒布	5月~8月迄
	甘苔(アマノリ)	2, 3月
	洗ふのり	(御用の節、差上)
菅島村	煮荒布	(御用の節、差上)
	潮和布	(御用の節、差上)
	若布	2月~3月迄
	荒和布	5月~8月迄
相差村	甘苔(アマノリ)	2月~3月迄
	海鹿(ヒジキ)	10月~3月迄
	洗布苔	(御用の節、差上)
	洗ふのり	(御用の節、差上)
	若布	2月~3月迄
国崎村	あらめ	6月~8月迄
	甘苔(アマノリ)	2月~3月迄
-0.1.0.1	海鹿毛(ヒジキ)	2月~3月迄
畔蛸村	洗ふのり 表	(御用の節、差上)

表1
*『鳥羽市史 上巻』に掲載された享保11年の各村の指出帳を基に作成。

ル。 *表中「御用に節、差上げ」は採漢はしているが、指出帳からは採藻 期が特定できなかったものを示す。

それ以前には採取していたはずである。その他にも海女漁村では天草 答志村からしか判断できないが、六、七月には洗っていることから、 されるのは以上の通りである。 など多くの海藻を採取していたであろうが、享保十一年の指出帳に記

図り海藻の採取に従事していたことが読み取れる。 唱へ法螺ヲ吹テ採藻ニ従事ス」とあることから、各村で村内の統制 藻其採季ニ至レハ一村ノ申約ニヨリ快晴静風ノ日ヲ撰ミ、ロチ明ケト ある。また、『三重県水産概略』の「石花菜及各種海藻」の項に 生じている事である。つまり、採薬期は各漁村で決められていたので ほぼ同時期に採取を行ってはいるが、全く同一ではなく多少のズレが たことが分かる。但し、ここで注意しておきたいのは、多くの漁村が 比べてみると、当時においても海藻の採取が適漁時期内に行われてい 実際に村々で行われた採藻の時期と、 表二に示した適漁時 期とを

慣行及び規約等を集めた「漁村維持法并規約」の項に、村で採取を許 を表三にまとめた。 各漁村の 可する「口明け」と、禁じる「磯留」について詳しく記されている。 (一八八三)年に編述された『三重県水産図解』(コ) 中の各漁村の 次に海藻採取の時期に関する規制について考えてみたい。 「維持法」(4)から、「口明け」と「磯留」が行われる時期 明治十

であった。 藻類ハ各季節アリテ磯留口開等ノ規約アリ。若布ハ二月、布苔ハ十二 留」(5)が行われていることが分かる。例えば石鏡村、相差村では 志摩半島のほとんどの海女漁村において、 「甘苔ハ二月、荒布ハ夏季土用中夫々採藻季節ニヨリロ開ケ為ス…」 注目したいのが磯留を行う期間である。 海藻の採取に関して 各漁獲物の適漁時 「苔 磯

町村	海藻名	採藻の時期規制
鳥羽町	海帯(アラメ)	旧4月29日口明け
小浜和	若布	旧2月口明け
桃取村	鹿尾菜(ヒジキ)	冬季より立夏迠磯留
	布苔	冬季より立夏迠磯留
安楽島村	鹿尾菜(ヒジキ)	10月より翌3月迠磯留
菅島村 答志村	若布·海苔·鹿尾 菜·荒布·布苔等	採藻の季節に従い磯留
7 &±++	若布	2月口明け
│ 石鏡村 │ 相差村	布苔	12月口明け
	甘苔	2月口明け
	荒布	夏季土用中口明け
船片施具質座島張有村村村村村村村村村村村村村村村村村村村村村村村村村村村村村村村村村村村村	石花菜 若布 荒布 鹿尾菜	各季節により磯留
	表3	

で見る磯留の期間設定からは、それが「現在まで生命を持ち続けてい について「鮑・天草などと同様に、 期を示した表二と見比べてみると、この磯留は適漁時期に至って磯を 在まで生命を持ち続けている」としている (1)。 世初期に確立してきたものと思われる。 理を意識した制度であると評価されてきた。 いたことである。従来、 ヲ為シ、採期ニ臨ミロ開ケヲナス」とあり、 留め置いていることに気が付く。同書の菅島村、 「若布、海苔、鹿尾菜、荒布、布苔等ハ、渾テ採藻季節ニ随ヒ磯留 磯留制については、 荒布の口明け日は、 この口明け、 現在に見るような資源管 中田四朗氏は荒布の磯留 各漁村が意図的に行って しかしながら、 答志村の維持法には 磯留めの制は現 村掟として近 衣び

加えたものである点にも注目したい。

取れる。この磯留制は、各漁村が独自に、特定の海藻について制限をあ、つまり、今までの見解には当てはまらない磯留制がここから読み期に磯を留め置くことは、資源管理としての意味を成さないからであ期に磯留制であったとは言えない。なぜなら、繁藻期とは違い適漁時る」磯留制であったとは言えない。なぜなら、繁藻期とは違い適漁時

まった。

認しておきたい。 としており、 若布ハ正月より三月迄磯を留、又あらめ之儀ハ六月まて留磯に仕候 六九〇) 留の存在を記したものでもっとも古い史料は、 ではあるが、 していたことは間違いない。 切にしてきたものである、と反論している。その中で石鏡村は 石鏡村の磯での漁業権を領主から保証されていると主張したことに対 最後に、この磯留制はいつ頃から発現したのかを検討しておく。 石鏡村はそのようなことは了承しておらず、自村の磯も村内で大 年の石鏡村と坂手村の漁業争論文書(フ)である。 海藻の 元禄三年の時点で石鏡村には上記のような磯留制が存在 磯留制は江戸時代前期には発現していたことは確 石鏡村のみの事例で結論付けるのは安直 管見の限り元禄三(一 坂手村が 「其上 磯

第二節 鮑の漁期規制

捕期を記した村が少なく困難であるため、他の年に出された「指出帳」同様に享保十一年の「指出帳」から明らかに出来ればよいが、鮑の採するが、前提として各海女漁村の鮑の採捕期を確認しておく。海藻と本節では、海女の漁獲物の中でも中心となる鮑の漁期規制を検討

鏡村、国崎村、船越村、答志村、神島村の採捕期を明らかにするに留記された史料も活用する。史料を見出すことの出来ない村も多く、石や『三重県水産概略』、『三重県水産図解』などの明治期に入ってから

村	飽の採捕期	出典
鏡村	夏中から秋中	『延宝9年石鏡村目録之引替』
		『三重県水産概略』(明治14年)
崎村	5月~11月	『三重県水産図解』(明治16年)
越村	(4月~8月迄は熨斗、9月 ~3月迄は生鮑として出 荷)	『貞享4年指出帳』
志村	3,4月~9,10月	『享保11年指出帳』
島村	4月~10月	『地誌取調書』(明治16年)
	表4	

の事例を見ると、延宝九(一六八一)年に出された「石鏡村目録之引各海女漁村の鮑の採捕期をまとめたのが表四である。まず石鏡村

漁

石

国船

答神

石鏡村では鮑の採捕期間が五月から十月に定まっていたものと思われ没シテ捕フルモノハ五月ヨリ十月ノ事トス 石鏡村」とあることから、具体的な月は明示されていないが、『三重県水産概略』に「漁婦ノ潜

替」には、「夏中より秋中鮑栄螺あらめ、

鰹ヲつりニ出申候」とある。

る。 な消費地があり、 送られたほか、 季を問わず」であり、 行われていたようだ。 に採捕期が定まっていたが、 四月から九、 熨斗にして、 っている。 れていたことが分かる。 月迄ハ生蚫ニ而名古屋、 各海女漁村で採捕された鮑が生鮑として津、 四月より八月迄ハのしニ仕、 船越村では、 その販路が開けていたこと、近くには伊勢(1)という巨大 これは、 十月まで鮑を採捕していることが記され、 冬・春頃は生鮑で各地に出荷しており、 大坂などの遠隔地には乾燥鮑として輸送することがで 貞享四 (一六八七) 需要が絶えなかったからと考えられる。 鮑の漁期が『三重県水産概略』に見るように 鮑は海藻とは違い、各村で採捕期が大きく異な 通年漁をすることが出来たからであろう。 また答志村では享保十一年の「指出帳」に三、 津、 石鏡村 川崎へ送り売申候」とあり、 宇治山田商人ニ売申候、 (他村) より早い時期から採捕が 年の 「指出帳」に 松坂、 鮑漁が通年行わ 名古屋などに 石鏡村と同様 「蚫取申候得 夏・秋頃は 九月より三 加え 四四

村では、 頃まで行われていたことになる)、 に見たように享保十一 ツ海上風波荒クシテ捕獲シ難キ季ナリ」と記している。 の項には磯留の理由について、「九月ヨリ十二月迄ハ鮑子ヲ胎ミ、 る史料は、 確に資源管理を意図した磯留が行われていたことが分かる。 の項に では、 月としており 「鮑漁ハ九月ヨリ十二月迄ヲ磯留トス」とあるのみである。 明治十六年の時点で既に産卵期の漁獲を制限するという、 鮑漁の漁期規制について見ていきたい。明確な形で確認出 『三重県水産図解』の菅島村、 间 暦での表記であり、 年の 指出帳」では採捕期を三、 江戸時代前期の段階では、 太陽暦に置き換えれば十一月 答志村における 四月から九、 菅島村と答志 「維持法 だが、 上記の 且. ح 先 眀 来

> う。 のみのものであったと推測される。 漁期制限は志摩半島全域にみられるわけではなく、ごく限られた地域 な制限は設けていなかったことは明らかである。 月まで鮑漁を行っていたことが確認でき、 では五月から十月、『三重県水産図解』には国崎村では五月から十一 江戸時代中期以降から明治時代初期までに発現したものと考えられよ ような磯留制 また、 地理的な範囲についても、 はなかったことになる。 資源管理を意識した磯留 『三重県水産概略』 答志村・菅島村にみるよう 江戸時代中の鮑漁の では石鏡 制 は

中期以降から明治時代初期までの間であり、 まず、 \mathcal{O} 資源管理を意図した磯留を行っていた。 漁期規制としては、 留などの規制が存在していたかは明らかにし得ない。 いる村が存在した。 うに採捕期が定まっていた村と、 みであった。 |漁の漁期制限について要点を整理すると、 ①鮑漁の漁期自体は通年であり、②ゆえに石鏡村や答志村のよ 答志村・菅島村が産卵期についての知識を持って ただし、 採捕期が定まっていても、 船越村のように通年で採捕を行って ただし、 範囲もごく限られた地 以下のようになる。 その発現は江戸時代 そして、 その時点で磯 ③ 鮑 0

第三節 鮑の大きさの規制

るが(2)、江戸時代においても現在のような体長規制はあったのであ重県では、三・五寸(十・六センチ)以下の鮑の採捕が禁止されてい漁獲する鮑の大きさに対する規制にも注目しておきたい。現在三

さらに享保十一年の各村の「指出帳」に提示されている鮑の大き見られ、鮑の大きさについての認識には段階が存在していたようだ。を見込」んでいたとあり、鮑の大きさに基準があったことは明らかでを見込」んでいたとあり、鮑の大きさに基準があったことは明らかで之控」(2)には、鮑の生貝商人(2)が「其日之揚高、貝大小、上中下之控」(2)には、鮑の生貝商人(2)が「其日之揚高、貝大小、上中下之控」(2)には、鮑の生貝商人(2)が「其日之揚高、貝大小、上中下之控」(2)に対する認識を確ろうか。その前に、当時における漁民の鮑の大きさに対する認識を確

さとその代銀に注目する (表五)。

漁村	鮑の大きさ	41: 48
温 1	心の人さら	
	6寸	1匁
石鏡村	5寸	8分
1口 现几个1	4寸	6分
	3寸	4分
	6寸	1匁
答志村	5寸	8分
	4寸	6分
	6寸	1匁
菅島村	5寸	8分
	4寸	6分
相差村	中蚫	5分
国崎村	中蚫	5分
	表5	

たことを合わせ考えると、当時の漁民にとっては三寸から四寸までのし上げている。相差村等が献上している「中蚫」の代銀が五分であっ銀八分、四寸のものを銀六分にて、石鏡村では三寸の鮑も銀四分で差落志村、菅島村、神島村では六寸のものを銀一匁、五寸のものを

を を が に が に が に が に が に が に が に が に が に が に が に が に が は に が の に が の に が の に が の に が の で あ っ た と に う 。 大 き さ の に が は に の が の で あ の で あ っ た と 言 え る だ ろ う 。 た と に う に の に る に の に の に の に の に の に の に る に の に に る に る に る に に る に る に に る に 。

捕獲ニ不便ヲナシ小ナルモノヲ保護スル一斑トス

捕フヲ禁ス。石鏡村例規。安乗村ノ如キハ小鑿ヲ用使セス。故ニ

ことにも注意しておきたい。この後の文には「是レ旧慣ノ例規ナリト云フ」と続くことから、石鏡村、安乗村での上記の保護法は江戸時代から続いていた慣行であれら、石鏡村の「其小ナルモノ」が現在の認識が現在とは異なっていたける自主的規制であったことに留意しておきたい。加えて、先に見たける自主的規制であったことに留意しておきたい。加えて、先に見たける自主的規制であったことに留意しておきたい。加えて、先に見たける自主的規制であったことに対する認識が現在とは異なっていたける自主的規制であったことに対する認識が現在とは異なっていたがら、石鏡村の「其小ナルモノ」が現在の認識とは違ったものであるように当時は漁民の鮑の大きさに対する認識が現在とは異なっていたける自主的規制であったことに対する認識が現在とは異なっていたがら、石鏡村の「其小ナルモノ」が現在の認識とは違ったものであるとにも注意しておきたい。

第二章 海女漁における規制発現の背景

第一節 得意商人に対する海藻の売買

する「得意商人」との関係に焦点をあてて検討する。て、志摩半島の海女漁村と大坂商人・伏見商人などの海藻売買に従事なぜそのような磯留制が発現してきたのであろうか。その理由についには、適漁時期に磯を留め置くという磯留制が存在していた。しかし、第一章第一節で見たように、江戸時代に志摩半島の海藻の採藻期

ような関係を取り結んでいたのであろうか。を上納していたことが分かる。「伏見商人」とは、志摩の村々とどの仕候」としており、伏見商人との取引によって村内の年貢や浦役などいて海藻を採取した後に「伏見之商人に売、御年貢浦役水主米に上納書に記される石鏡村の主張を改めて検討しよう。石鏡村は磯を留め置巻に見た元禄三(一六九○)年の石鏡村と坂手村との漁業論争文

ここから重要な部分のみを抜き出してみる。 府組・小浜組の内の二十ヶ村(3)から出された嘆願書(4)がある。 安永二(一七七三)年に藩の荒布買い上げに反対し、鵜方組・国

申節者、 不出来、 来之儀 尾州辺 而 奉申上候通、 或者不漁・病難等ニ而御年貢金不足仕候敷、 御座候得者懇意重り申ニ随ひ、 其村々取遣仕来候買主有之売渡申儀ニ御座候! 右買主江無拠頼入、 荒布売買之儀者往古より大坂 世話二相成侯儀共数多御座候二付 荒布代金先借仕其外作方 伏見 村賄金差支 然所数年 備前

> 為成下候之樣奉願候、 候様二罷成、 定仕、 差閊 様其恩分ニて永々荒布外売致間敷旨竪申合候而、 賄一向 相 荒布代金ニ而者勘定相済不申、 と違候筋茂御座候ニ付、 ニ申上候儀者恐入、 候両人支配ニ相成候而、 村方茂御座候而彼是入組候訳共多御座候、 請取候様ニ仕候村方茂有之、 二茂無御座候ニ付、 成返済難成、 ニ相成候村々ハ、 大金借請候而、 弁不申候ニ付、 其村々難渋可仕候、 尚又荒布代金不残右借用之内江相 尚又是等之儀精 旁差控候而微細ニ者不申上候、 其旨を以相歎ニ滞金之分者敷金と申仕呉候 尤安乗村之儀者荒布売渡方の儀ニ付外村 年々荒布不残相渡、 右為作略之二買主方江荒布質物二差入年賦 其訳別紙ニ申上候御事 是迄之買主江約束違申ニ付、 其外所々村借金多催促二迷惑仕、 追 此段別而気之毒ニ奉存候得共具 々滞金出来仕候故自然と大金 (々) 御吟味被為仰出候御 代金七年賦差継ニ仕 左候得者、 荒布代金 渡候而者、 乍恐御賢察被 六ケ敷申 今度被願 六年 村方 其 出

がりをもっていたのである。 島の多くの村々と、 坂や伏見の商人に対して 借金返済が困難な時には延滞してもらうなどの恩義を受けていた。 した際には金子の借用を頼み、 を行っていた。 ていた、と言うよりも、 の関係は、 志摩漁村では、 村経済の成り立ちに不可欠なものとなっていた。 また作方の不出来や不漁、 大坂・伏見商人などの得意商人から代金の先借 大坂や伏見の商人らとは、 そうせざるを得なかったのであろう。 「永々荒布外売致間敷」といった姿勢を取 滞金の際には 病難等により年貢金が不足 「敷金」としてもらい、 経済的理由から深い繋 村々は大 志摩半 つ ŋ

菅島村と伏見の得意商人との間で交わされた荒布出荷の様子が窺

伏見塩屋孫左衛門殿

菅島村荒布之事

何万何千把 此船賃何程

右ハ兵庫市郎右衛門船ニ積上せ申候

算用被成御渡し可被下候、海上之儀、其元可為御法候、送りねれかひ仕直し把能々御致被成御請取可被下候、則船賃銀御

状仍如件

元禄十一年

伏見代塩屋孫兵衛 印

L島村宿作兵衛 印

大坂西横堀布屋安兵衛殿

販売を行いその利益を得ることは許されなかったのである。は藩に上納されたり、借金返済に充てられていたので、個人で採取・村単位での海藻の売買の様子が読み取れる。売り払われた荒布の代金は屋孫兵衛が菅島村まで荒布を買い付けに出向き、荒布を大坂に送っ塩屋孫兵衛が菅島村まで荒布を買い付けに出向き、荒布を大坂に送っ

石鏡村でも若布、荒布を商人に売り払い借金の返済に充てていたこと候而、伏見之商人に売御年貢浦役水主米に上納仕候」と記されており、め「若布ハ正月より三月迄磯を留、又あらめ之儀ハ六月まて留磯に仕め「お布ハ正月より三月迄磯を留、又あらめ之儀ハ六月まて留磯に仕ではない。先に見た元禄三(一六九〇)年の文書には、若布、荒布取ではない。先に見た元禄三(一六九〇)年の文書には、若布、荒布取ではない。先に見た元禄三(一六九〇)年の文書には、若布、荒布取ではない。先に見を首が、

とを、 りこの磯留制は、村が把握しない売買を防止するための村の施策であ としては、商人との関係を維持するため外売りを許さず、「村一手売 問題に立ち返ってみよう。海藻を扱う得意商人は、 が分かる。『三重県水産図解』に記される和具村、御座村の 磯留も、 商人との約束に背くだけでなく村経済にも打撃を与えてしまう。 り」を行っていた。このような状況で個人が海藻を売買すると、 る海女漁村にとってなくてはならない存在であった。それゆえに村方 で一纏めにして売買する「一手売り」がされていたと考えられる。 賣スルヲ許サヽル規約ナリ」とあり、 穫セルモノヲ一纒メニシ大阪地方ノ商人へ販賣ス。故ニ一人一巳ニ販 には、「殊ニ和具村御座村ノ如キハ最モ石花菜ニ富メル地ニテ村中収 ったと考えられるのである。採取の適漁時期に磯を留め置くことで個 ングサ)を得意商人に販売していた。様々な海藻が各村において、 人が勝手に採取するのを取締り、)関係は江戸時代初期の頃には形成されており、 ここで、なぜ適漁時期に磯を留め置く磯留制が行われたのかという 村で取り決めていたのではなかろうか。 早い時期から存在していたのであろう。 口明け日に一村をあげて採取するこ 和具村・御座村では石花菜(テ 得意商人と志摩漁村と 経済的理由における 経済的恩義を受け 「維持法 つま 村

第二節 鯔漁と海女漁

である。志摩漁村において、海女漁の他に鰹釣り漁、海鼠(ナマコ)海女漁の時期的制限を考える上で無視できないのが他漁との関係

村 影響を与えていた。この節では、 たことが分かる。 引網などの諸漁が盛んに行われてきた。 指出帳 による鯥 からは、 その中でも特に冬の鯔漁は、 (ムツ)・鯵漁、 春には海老楯網、 海女漁と鯔漁の関係について石鏡村 冬には鯔 延宝九(一六八一) 八月、 (ボラ)漁が行われて 海女漁の漁期に大きな 九月には 「なんぼく 年の石 鏡

を事例に検討したい。

る理由であろうと漁が出来なかった 藩が指定した海面区画では鯔楯網漁は藩からの許可がなければい 貧しい藩財政の補填のため鯔楯網漁を藩営漁業として保護・ の絶好の漁場となっていたのである。 を通って外洋へと出ていった をはじめ小浜村、 時期に群を成して回遊してくる鯔は、 漁漁は、 鳥羽藩の財政にとって大きな意味を持った漁であった。 鳥羽町、 安楽島村、 2 8 志摩半島の入り組んだ地形は鯔漁 29 この点に注目した鳥羽藩では、 浦村の順に回遊し、 伊勢湾に入り、 石鏡村の沖 やがて南下 奨励し、 かな

けて一 群れを成し志摩半島に回遊してくるが、 主に楯網漁 際には複数の村々が参加する大規模な漁が行われた。 あった 群の散乱を防止し、 際には浦留を行い、 まうとなかなか元の群れには戻らない。 放網漁 また、 種類あり、 鯔はその特徴ゆえに漁の仕方も特殊であった。 $\widehat{3}_{2}$ が行われ、 また、 が行われた。 石鏡村のように外洋に面し内湾が少ない村では主に 漁は一 進路の障害となるものを浦内から排除する必要が 他の漁を留め置き、 浦村 村を挙げて行わなければならず、 0) ように奥に伸びた内湾を有する村では それゆえに、 廻船の入津も制限することで 物音に敏感で一 鯔漁が行われる 漁法は大きく分 度散乱してし 鯔は冬期に 大楯漁の

> 鯔は うか。 あろう。 時期に漁期を迎える志摩の鯔漁は、 されていた。 脂の乗った最も美味しい状態であった。志摩の鯔は特に「泥味がない」 あったという(3)。漁期については、志摩半島にやってくる冬の鯔は の間で二三万四四七六本もの鯔を捕獲し、その代金が六一二両余りで 程であった。天保八(一八三七)年には小浜村で冬季のわずか三ヶ月 場とは違いかなり高価であったと言える。 と記されており、 六九〇) 良質のものであり、 を成してくる魚であり、そのまとまった捕獲量ゆえに藩の財政を潤 まず価格であるが、 せなかったことが分かる。 儀ハ名吉之時分に罷成候へは大事に仕、 鯔 「壱本ニ付代銀七分宛」であり、 漁と海女漁の関係について、 鯔の価格、 年の石鏡村と坂手村の漁業論争文書には「まして石鏡村磯之 価格が高く捕獲量も多く、 捕獲量、 鯔漁を行っている時期には「かつき」 元禄四(一六九一)年の石鏡村の「指出帳」では 津、 松坂、 なぜ海女漁より鯔漁が優先されたのであろ 漁期の三点から考えてみることとしよう。 名古屋、 史料から見て行こう。 その点で海女漁に優先されたので 「中鮑」よりも高く、 そして鯔がもっとも美味しい へたかつき立網もさせ不申」 そして伊勢 捕獲量については、 (3) に多く販送 =海女漁はさ 元禄三(一 現代の相 鯔は群

それが許可されている (7)。

候、 引等も有之候ハヽ、 当年之時節柄故、 二致し、家業出精専一之事ニ御座侯。 も不調法不行届とも相当り、 有之候故、 前末々迄急度申渡し、早春より口明可被候。時節柄故早速御免茂 〜御願申上候所、願之上御聞済ニ相成申候。然共両村共申合し魚 両村差留居候而者、 相凌不申候而ハ相成不申由ニ而、 心得違之筋有之候而者、 年明ニ至候而者、 互ニ心添致し合、 甚以難渋之趣、 両村小前方随分がさつニ無之様如法 来春ニ至網ノ口御免有之候迄ニ 各々ハ不及申ニ、拙者おゐて 御代官所・御浦奉行所御双方 何成共海草ニ而も取付、 心得違之筋無之様、 右之段為可申入如此 両村小 二御座 飢 命

申十二年廿八日

坂本忠太郎

坂本新兵衛

許可されたわけだが、 天保七(一八三六)年の凶作による困窮のため、このような願いが出され 他漁の維持のため、海女漁は時期の制限を受けていた

石鏡村 浦村

ことが分かる。

であった。 他漁と共存していくことが、志摩の海女漁にとって必要不可欠なこと 期に受けていた可能性がある。限られた村内の漁場を維持するために、 海女漁は、 鯔漁以外にもさまざまな漁の影響をその採捕期・採藻

第三節 漁民の資源管理意識

ように関わっていたのであろうか。 を指摘してきた。しかし、現在に見るような資源管理意識とは、どの 外的要因として得意商人との関係性、 資源管理意識が表面化した事例として、 これまで江戸時代の海女漁における規制の存在を確認し、 内的要因として他漁との関わり 第一章第二節で述べた答 規制の

っておらず、その発生が限られた範囲であることも指摘した。なぜ答

志村・菅島村の磯留が確認できるが、

同様の制度は他の村では見つか

町村名	浦役	町村名	浦役
鳥羽	710匁	鵜方	50匁
坂手	300匁	布施田	320匁
小浜	400匁	和具	750匁
桃取	280匁	越賀	344匁
答志	1貫350匁	御座	206匁
神島	560匁	浜島	300匁
菅島	950匁	南張	220匁
安楽島	55匁	船越	250匁
浦村	220匁	波切	1貫
石鏡	950匁	片田	1貫280匁
相差	1貫70匁	安乗	960匁
畔蛸	16匁	国崎	580匁
的矢	160匁	甲賀	535匁
国府	105匁	志島	390匁
神明	116匁	畔名	100匁
立神	43匁	名田	245匁

表6 『鳥羽市史 上巻』参考

志村・ 0 立 資源管理意識の問題を考える前に、 の 要因について考えておきたい 菅島村にお いて、 そうした規制が生まれたのであろうか。 ここで答志村・菅島村での

民

では V١ を上納している。 される各村の浦役の額から各村の漁業の比重を考えてみよう(表六)。 依存度の高さを他村と比較してみたい。 漁業中の磯漁が占める比重が高かったため、 [した磯留が発生したということである。 額である。 答志村では一貫三五〇匁と、すべての村の中で一番高い ひとつの要因として、 章第二節で取り上げた石鏡村の浦役も九五〇匁であり、 漁業の比重はそれほど高くなかったことが確認できる。 さほど高い値ではない。 対して、 菅島村では九五○匁であり、 鮑漁を通年で行っていた船越村は二五○匁であ 磯漁への 答志村、 依存度の高さが考えら 菅島村、 享保十一年の 答志村 早期に資源管理意識 こちらもかなり高 石鏡村に比し、 菅島村の磯漁 指出帳」 れ 額 同 る。 様に高 の浦 を意 村 0) 役 内

数と人数から各村における海女漁の比重を明らかにすることを試みて 記される「ちょろ船」「さっぱ船」などの小舟保有数や村の石高 比重を見てみる。 |古文書史料から見る海女の歴史的実態」(a) において 漁業における海女漁の比重についても考えておこう。 そこで示された表を表七として転載し、 各村における海女漁 「指出 塚本 明氏 帳 家 が

できる。 重 漁業全体に占める海女漁の 志村・菅島村において、 も答志村が七四パー 家数に占める小舟 セント、 数 0 比 その 重 割 合 船数に占める小舟数 菅島村が四四パーセントで両村 が 付 高い値を示していることが め なかでの海女漁を営む者 Ø) 割合 (各 確認 村

比

	享保11(1726)年指出帳				延享3(1746)年		享保11年		現在(県調				
	村名	船数	小舟数	小舟数/船数		家数	小舟/家		石高	石高/人数	海女惣数	フナド	ノリアイ
1		4	4	100%	ᆫ	72	6%	365		0.84	0		
	小浜	52	25	48%	느	124	20%	522	107	0.2	1		
	神島	70	66	94%		137	48%	593	11	0.02	45	1	12
4	答志	250	205	82%		278	74%	1212	356	0.29	88	?	?
	和具(答志)				_						62	2	
	桃取	127	98	77%	느	130	75%	653	103	0.16	2		2
	菅島	62	45	73%	*	102	44%	403	104	0.26	105	_3	78
	坂手	128	85	66%	느	153	56%	695		0.1	0		
	安楽島	48	46	96%	느	124	37%	707	585	0.83	10		6
	浦村	132	103	78%		168	61%	954	551	0.58			ļ
	石鏡	94	86	91%	*	103	83%	571	94	0.16	85	40	
11		36	33	92%	_	59	56%	312	167	0.54	62	7	
	相差	101	89	88%	*	155	57%	796	846	1.06		13	
	畔蛸	33	32	97%	ᆮ	53	60%	282	101	0.36	6	6	
14		18	11?			28		128	45	0.35			
	千賀堅子	9	5?		_	?	?	?	55		3		
	安乗	47	38	81%		271	14%	1088	305	0.28	22	1	7
	国府	23	7?	30%	<u> </u>	189	4%	916		1.5	2		
18		39	20	51%	ᆫ	231	9%	1109		1.16			10
19		65	59	91%	*	123	48%	586	223	0.38	20	_2	13
	畔名	20	13	65%	_	71	18%	378		0.21	16	1	3
21		19	13	68%	*	63	21%	333		0.4	7	1	2
	波切	79	30	38%	_	241	12%	1356		0.67	23	4	4
	船越	55	41	75%	<u> </u>	141	29%	753		0.08	36	5	3 29
24		121	94	78%	<u> </u>	294	32%	1461	561	0.38	53		29
	布施田	68	61	90%	_	170	36%	937	358	0.38	40	6	
	和具	50	35	70%	<u> </u>	210	17%	954		0.56	67		14
	越賀	17	15	88%	_	154	10%	710		0.66			
					E .	80	18%	416	183	0.44	21	1	12
	御座	16	14	88%	-								
29	御座 浜島	120	104	87%		193	54%	924	363	0.39	10	10	
29	御座	1 <u>20</u>	104 16					924 353	363 206		10	10	

| 1484 | 1485 | 1484 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 | 1485 ジの部分で太字は平均値の2割増、斜字は2割減の数字を示す。「現在」の数値は、今回の調査数

菅島村では海女漁への依存度が極めて高かったと考えられる。両村とも○.二パーセント台と農業依存度は低い。総じて、答志村、も高くなっている。対して人数に対する石高の割合(農業依存度)は

あったはずだが、資源管理意識がなかったのであろうか。次に鮑の産 で いるのかという問題は、 漁業・海女漁の比重では、 ないままに、魚介や海藻を採取していたのであろうか。先に比較した が期の認識について検討してみたい。 では、 『三重県水産概略』の鮑漁の項から関係する部分を引用する。 肉脱シ腸縮退ス。其時白膜ノ如キモノヲ見ス。是レ分娩スル者ト 説ニ四月八月両度鮑ノ腹内膨張シ白膜ノ如キモノヲ包蔵ス。 十月ノ候子ヲ胎ミ十一月ニ至リ小石ニ卵ヲ付着ス。又片田村人ノ 鮑ノ正スル卵及ビ其候ヲ審ニセス四月下旬極メテ細小ニシテ蜆貝 、如キモノヲ見ル土人呼ンデ流レ子トス。 答志村・菅島村以外の海女漁村では、 資源の管理の上で決定的に重要である。 例えば石鏡村も海女漁がかなり盛んな村で 当事者たちが産卵期を認識して 越賀村人ノ説ニ拠レ 資源管理意識が全く 其後

ように記されている。
ける「水産取調書」(3)の「孵卵養育及ヒ保護ノ方法」の項には次のける「水産取調書」(3)の「孵卵養育及ヒ保護ノ方法」の項には次のしていること、越賀村と片田村で時期のズレはあるものの産卵期に対していること、越賀村と片田村で時期のズレはあるものの産卵期に対産卵の時期は「審ニセス」ではあったが、腹部の膨張の時期を認識

川へ流レ、海中ニ入生長ノ後チ鯔ト云。鯔ハ、二月頃田地ノ稲株ヨリ生シ、小魚ノ時ハイナト云。夫ヨリ

鰛

鯖

魣

鰈ノ類ハ、

何レモ二・三月ヨリ子ヲ胎ミ、

鰹ハ、沖合ニ居住シ生産ノ期限分リ不申。四月頃藻ノ中二産ム.夫ヨリ段々成魚ス。

鯛ハ、五月頃胎ミ、六月沿海中ノ泥ニ生産ス。依テ生産期限分不

蝦ハ、四月頃胎ミ、六月頃泥中に生産ス。申。

鰒ハ、十月頃子ヲ胎ミ、十一月頃小石ニ産ス。

ウツボ鰻ハ、四月頃藻中ニ産ス。

蛸ハ、六月頃海中ニ生産、

烏賊ハ、泥海テクサ等ニ生産ス。

荒布ハ、二月頃海中底瀬へ生ル。

若布ハ、一月頃海中底瀬ニ生ル。

石化菜ハ、一月頃海中ノ小石ニ生ル。

真珠ハ、内海磯ニー月頃小石ニ生ル。

海鹿角ハ、

磯辺ノ島崎ニ六月頃生ス。

られよう。 繁殖期における捕獲・採藻の自発的抑制があったことは、十分に考えも、漁民に時期的な知識があったことが窺える。漁民たちに産卵期、鮑のみではなく海藻などその他海産物の繁殖期、産卵期について

る自主的規制につながった。志摩半島全域に、磯留等による制限というな鮑の大きさについても規制する意識が窺え、それが一村内におけちが産卵期・繁藻期を認識していた以上、資源管理の意識は芽生えてたがをの産卵期、海藻の繁藻期に関する知識を軸に考えてきた。漁民た以上、漁民の資源管理意識について、漁村における海女漁の比重、以上、漁民の資源管理意識について、漁村における海女漁の比重、

こうした漁民たちの意識は、近代への移行の中でどのように変化しせずとも海女をはじめ漁民のなかに潜在的にあったと考えられる。う明確な形で徹底されはしなかったが、資源管理的な意識は、顕在化

第三章 明治期の組合結成と組合規則

ていったのであろうか。

第一節 明治初年の混乱と組合結成

こゝ。ていく。本節では、近代化に伴う漁業規則の変化について追っていきていく。本節では、近代化に伴う漁業規則の変化について追っていきいった。漁業も例外ではなく、明治政府により新たな政策が施行され交通網の発達、政治経済の変革などにより、社会の在り方が変わって、通知の発達、政治経済の変革などにより、社会の在り方が変わって、外国文化の移入や江戸時代が終わり近代化が進むにしたがって、外国文化の移入や

れることとなった。とした。鳥羽藩領は伊勢国内の紀州藩領などと共に、度会県に編入さ明治四(一八七一)年に廃藩置県を断行し、全国を統一的に治めよう成辰戦争に勝利した明治政府は、新たな統治機構を確立すべく、

ることは容易ではなかった。場の所有権を明確にすることが出来ないため、統一的な税制を確立す改革を推進する。だが漁業については、農地と異なり生産の場たる漁明治政府は統一的な税制の確立を図り、地租改正を核とする土地

明治八(一八七五)年二月二十日、政府は雑税の廃止を全国に布

ず、やむを得ず「旧慣」を維持するに留まったのである。しかし、こ が行われたため、 あったため、 新政府は土地の税制変革である地租改正には成功したものの、 動き(4)もみられ、行政側はその対応にも苦慮した。明治九(一八 それまで権利を持たなかった地域が新たに漁業権を獲得しようとした 役割を果たしており、 であっただろう。しかし、旧藩領においては漁業税が漁場を保証する の政府の政策が従来の村々による漁場管理制度に変更を加えるもので おいてはその保有の複雑性ゆえに、容易に税制を変革することが出 旧来の慣習を維持することで漁業権問題の鎮静化を図った。 七六)年七月には官有拝借制の廃止と「旧慣」による取締りを指示し、 を確保するため競って拝借願いを提出し、再び混乱に陥ることとなる。 けるべきとする、漁場の官有拝借制を施行した。各漁村は自村の漁場 ものであり、従前の通り漁業を行いたい者は拝借を伺い出て許可を受 るため、度会県でも旧慣を維持するように指示するほかはなかった。 漁業税上納願が提出されることになった。漁民たちの間の混乱を避け 専有する権利を喪失することにつながりかねない。そのため各所から 負担となっていた漁業税からの解放は、 達し、その一部を占めた漁業税も廃止されることになった 政府はその後、 漁業論争が新たに勃発し、 改めて資源の管理を考慮せねばならない事態に立ち 明治八年十二月十九日に、すべての漁場は官有の 漁業税が廃止されることは漁民にとって漁場 漁民にとっては喜ばしいこと また村の慣例を無視して乱獲 400 つまり、 漁場に 重い

合準則」を公布し (4)、組合による共同漁業の管理と秩序の形成を推事態を収拾するため、政府は明治一九 (一八八六) 年に「漁業組

至った。

推進し、 に 最 組合の目的を漁業論争などの 単位での管理制度から県の管理制度へと移行した点、次に第二条にて 規約ヲ作リ管轄庁ノ認可ヲ請フベシ(但書省略)」として組合結成を 産 則」で注目すべき点は次の三点である。 《制を設定することを義務づけた点である。 「組合ハ営業ノ弊害ヲ矯正シ利益ヲ増進スルヲ目的トス。」として、 .後に第五条にて「組合規約ニ掲ク可キ事項左ノ如シ」として九項目 |動植物採捕ヲ併称ス - ニ従事スルモノハ適宜区画ヲ定メ組合ヲ設ケ 進めた 「漁具・漁法及採藻ノ制限ヲ定ムル事」と資源管理の側面をもった なおかつ管轄庁の認可を受けることを義務とし、これまで村 (「漁業組合準則」 の内容は末尾に掲載した)。 「弊害」の矯正と利益の増進とした点、 まず、 第一条にて「漁業 -「漁業組 合準

て、明治二十年に雑漁組合、介藻組合、海鼠組合、石花菜組合の四組こうして、旧鳥羽藩領であった答志郡・英虞郡の二郡を一体としこの規約例を模範とする形で、各組合の組合規則が作られた。八八二)年に三重県から「漁業組合規約例」が示されたことである。ここで一つ留意しておきたいことは、組合結成にあたり明治二十(一ここで一つ留意しておきたいことは、組合結成にあたり明治二十(一この後、三重県(3)においても漁業組合が結成されるわけだが、

第二節 組合規則への継承

合が結成された

たちは組合への加入が義務づけられた。また、それとともに組合の規組合の結成により、それまで個々の村単位で統制されていた漁民

例」を基に作られたのだが、その内容に焦点を当ててみたい。なくなった。その規則は、組合結成以前に公布された「漁業組合規約則が作成され、組合員となった漁民たちはこれを厳守しなければなら

規約例」では Ļ 採捕ヲ合称ス)従来ノ慣行ヲ維持シ、其弊害ヲ矯正シ、水族ノ蕃殖、 捕期・採藻期に制限を加えるよう事例を示しているのである。 を定めることを指示しているのに対し、三重県が公布した した「漁業組合準則」には の制限、 して掲げられ、 則」には明記されなかった「旧慣」の維持と「水族の繁殖」が目的と ルヲ以テ目的トス。」とした点である。 漁具・採藻器ノ改良及魚付林ノ増殖保護等総テ漁業上共同ノ利益ヲ図 ることは、第十条において組合の目的を「当組合ハ漁業上(水産動物 示された制限期間を引用してみよう。 的に作成するための、 三重県から布達された「漁業組合規約例」は、 政府の指示と三重県側の示した事例には齟齬がある。 捕獲の制限、 「漁期制限ヲ定ムル左ノ如シ。」(採藻も同様) 加えて、第十二条、 漁具の制限を加えるように事例が示された。 いわば雛型のようなものであった。 「捕魚採藻ノ季節ヲ定ムル事」と採捕期間 第十三条で政府の意に沿って漁期 政府が公布した「漁業組合進 県内の組合規則を統 政府が公布 「漁業組合 注目され 但

第十二条 漁期制限ヲ定ムル左ノ如シ。

- 一 鮑 十一月ヨリ十二月迄捕獲ス可カラス。
- 一海鼠 六月ヨリ十一月迄全。
- 一 淡菜 十一月ヨリ翌年一月迄全。
- 一 真珠貝 十一月ヨリ翌年三月迄仝。
- 一 蝦 五月ヨリ九月迄全。

一 鮎 三月一日ヨリ六月三十日迄全。

一 何々 何々

第十三条 採藻期ノ制限ヲ定ムル左ノ如シ。

一 石花菜 十一月ヨリ翌年三月マテ採取スヘカラス。

一 若布 七月ヨリ翌年一月マテ、仝。

一 荒布 九月ヨリ翌年五月マテ、仝。

一 鹿尾菜 五月ヨリ九月マテ、仝。

一 海羅 六月ヨリ翌年一月マテ、仝。

一 肥料藻 十一月ヨリ翌年四月マテ、仝。

一 何々何々何々

もう一つ注目される点は「漁業組合規約例」第十四条の魚介捕獲主に海女漁への漁期制限を意図してつくられたものだったのである。類と海藻が中心で、一般の魚類は取り上げられてはいない。つまりは、、甘苔などは規制の対象外であった。事例として示された対象も貝藻に関しては採取されるものすべてに制限が加えられたわけではな産卵期、繁殖期のみを制限するものであったと考えられる。また、海産卵期、繁殖期のみを制限するものであったと考えられる。これは、全般に示された制限期間が短いことが分かるであろう。これは、

第十四条 魚介捕獲ニ制限ヲ定ムル左ノ如シ。

の制限で、大きさの制限が明確に示されたことである。

一 鮑 三寸曲尺以下ノモノ捕獲スヘカラス

一淡菜 仝

一海鼠 六十目量目以下、仝。

一 真珠貝 一年子以内ノモノ、仝。

一 何々何々何々

のであり、ここで新たな制限が加えられることとなった。鮑については、それまで村々では三寸以下のものも採捕していた

いて検討したい。ものであり、それまでの海女漁の規制といかなる関係を持ったかにつものであり、それまでの海女漁の規制といかなる関係を持ったかにつ約例」を基につくられた旧鳥羽藩領の四組合の組合規則がどのような意図が含まれていたかを確認した。では、この「漁業組合規以上、「漁業組合規約例」に焦点をあて、三重県が提示した例にど

採捕期・採薬期の規定である。該当する部分を抜粋し、まとめて見て約例」と同じであるが、注目したいのは「漁業組合規約例」と異なるもった組合であった。その組合規則の骨組は基本的には「漁業組合規四組合のうち、介藻組合と石花菜組合は特に海女漁と密な関係を

みよう。

一 鮑ハ、十月十五日ヨリ十一月十五日迄捕獲スヘカラス第十二条 漁期制限ヲ定ムル左ノ如シ。

一 淡菜ハ、三月一日ヨリ六月三十日迄、同。

一 蝦ハ、六月一日ヨリ八月三十一日迄、同。

年四月三十日迄捕獲スヘカラス。 日、答志郡ノ内答志・神島ノニヶ村ニ限リ、十二月ヨリ翌

第十三条 採藻期ノ制限ヲ定ムル左ノ如シ。

- 一 若布ハ、八月一日ヨリ十二月三十一日迄採取スヘカラス。
- 荒布ハ、十月一日ヨリ翌年五月三十一日迄、同。
- 鹿尾菜ハ、六月一日ヨリ十月三十一日迄、同。
- 海羅ハ、七月一日ヨリ翌年一月三十一日迄、同。
- 肥料藻ハ、十二月一日ヨリ翌年二月十日迄、同。

一 石花菜、十一月一日ヨリ翌年三月三十一日迄採取スヘカ

ラス

菜介藻組合規約の採取期・採藻期の制限を示そう。いる。答志・英虞郡の四組合と同年に結成された、度会郡南部の石花また、漁期の規制については、各組合で独自に制限期間を定めて

第拾四条 期節制限ヲ定ムル左ノ如シ。

一 石化菜 十一月ヨリ翌年二月マテ捕獲(採取)スヘカラ

ス

流散セシモノヲ、コゲタ網ニテ採取スルハ此限ニ非ス。但、激浪ノ為メ自然海岸ニ打寄セ拾ヒ取ルモノ及ヒ海底ニ

- 一 鹿尾菜 五月ヨリ十月マテ捕獲スヘカラス。
- 一 荒布 十月ヨリ翌年四月マテ捕獲スヘカラス。
- 一 真珠貝 十月ヨリ翌年三月マテ捕獲スヘカラス。
- 一 鮑 四月ヨリ十月マテ捕獲スヘカラス。
- 鮑捕獲の制限期間が答志・英虞郡の制限と著しく異なっているの一 蝦 五月ヨリ九月マテ捕獲スヘカラス。

識が反映したため、異なった期間の規制となったのである。が分かる。つまり、産卵期・繁殖期に関するそれぞれの地域ごとの認虞郡介藻組合規則で定めた期間とも異なった期間が設定されているのここで、海藻等は「漁業組合規約例」で示された期間とも、答志・英は、海女による採捕ではなく突竿での採捕であったためである(4)。

る。 が、 管理意識が受け継がれているのである。 則の中には、 資源管理意識が顕在化したものであったと言えよう。 旧村段階での慣例に基づくものであり、それまでの漁民が持っていた の規則を見てみると、大きさの制限等では三重県側の例を受け入れた 等の繁殖・保護とした。しかし、それに基づき結成された各々の組合 明治前期に布達された「漁業組合規約例」 これは、 漁期については各組合が独自の期間制限を定めていたことが分か それまで漁民たちがその生活の中で作り上げてきた資源 従来の海女漁を大きく制限するものではなく、 は、 その目的を魚貝 つまり、 むしろ、 類

おわりに

た。だが村で暮らす漁民や海女たちにとって、重い負担である年貢や海女漁村を、資本の前貸などによって自己の支配下に組み込もうとし現してきた。上方の商人たちは、良質な海産物を生産する志摩半島の早くは商人との関係、他漁との関係といった村内の経済的理由から発早くは商人との関係、他漁との関係といった村内の経済的理由から発リ、江戸時代から明治時代にかけて海女漁における規制の在り以上、江戸時代から明治時代にかけて海女漁における規制の在り

る。 う意識が、江戸時代から潜在化していたことが重要なのである 日之口すき仕磯に御座候へハ、一入大切に奉存候」という場なのであ の恵みによって生活を成り立たせている漁民にとって、磯はまさに「毎 を図っていくことが、海女漁の成り立ちのために必要なことであった。 でも鯔漁による影響は大きかったと考えられる。だが、他漁との共存 女漁はさまざまな漁の影響をその採捕期・採藻期に受けていた。 持するほかなかった。 浦役などの上納のため、生きていくためには、商人たちとの関係を維 ったのである。 しかし、本論において主張したいのはそれだけではない。 自村の磯を守っていくため、 また、 ゆえに磯留などによる村内での規制が必要であ 一村内の漁場が限られたものであったため、 漁民たちの間に資源を管理するとい 海から なか 海

る。 民は組合 る。 の中に なり、三重県下にも各組合ができ、それまで村内で統制されていた漁 政府の新たな政策による混乱のために、「旧慣」を破る者が現れてく 治政府は統一的支配のため漁業税の画一化を図ろうとして失敗した。 こうした意識は時代が移り明治に入ってからはどうなったか。 それによって資源の繁殖・保護の必要性は、より明確な形で現れ この事態に対し、 漁民に潜在化していた資源管理意識が顕在化していたのであ への加入を義務づけられた。 政府は組合の結成を全国に指示することと しかし、 結成された組合の規則 明

のものであったと言えよう。そして、その意識は今なお受け継がれて規則はまさに漁民たちが長い間かけて作り上げてきた「生きる術」そ民の資源管理意識が継承される形で規則が定められたのである。組合つまり、政府からの圧力のみで規則が定められたのではなく、漁

漁法や道具だけでなく、規制についても同様であった。いることは称賛に価する。海女文化が古くから受け継いできたものは、

る。海女が高齢化し、後継者も少なくなっているのである。このように受け継がれてきた海女の文化が現在絶えようとしてい

承、し続けなければならない。 産業全般に機械化が進む現代社会の中で、海女漁業は今でも素潜 が書から受け継いできた資源管理意識の表れでもある。こうした海 ちの明るい笑い声が響き渡り、絶えることがないようこれからも、継 大と自然の関係を考える上でも重要なことではないだろうか。彼女た 女を、海女たちの文化を、守り、次の世代に引き継いでいくことは、 なを、海女たちの文化を、守り、次の世代に引き継いでいくことは、 なを、海女たちの文化を、守り、次の世代に引き継いでいくことは、 なを、海女に関係を考える上でも重要なことがないようこれからも、継 を楽全般に機械化が進む現代社会の中で、海女漁業は今でも素潜

注

- 浦村の白浜遺跡から発見されている。(1) 大量のアワビ殻と共に、鹿角製の「アワビオコシ」が、鳥羽市
- (2~3)『日本列島海女存在確認調査報告書』(海の博物館、二〇一〇)
- (4) 和歌森太郎編『志摩の民俗』(吉川弘文館、一九六五)
- (5) 鳥羽市史編さん室編『鳥羽市史』上巻』(鳥羽市、一九九一)
- (6) 石鏡漁業協同組合所蔵文書
- おらず、特権商人に海産物を取り扱わせて彼等から上納金を取る通機構を有していたが、鳥羽藩ではこのような制度も取り入れての奨励をはかったり、仕入役所の設置や専売制により藩直営の流のなかで「隣接の紀州藩では漁民に「てぐすを御下げ」して漁業(7) 大喜多甫文氏は『潜水漁業と資源管理』(古今書院、一九八九)

る。という財政的便宜政策をとっていたにすぎなかった。」と述べてい

- 四)(3)宮下章『ものと人間の文化史・海藻』(法政大学出版局、一九七
- けに来ていた。 が形成され、そのため大坂・伏見商人が志摩地域の海藻を買い付い)近世初頭に京・大阪を中心として、海藻の唯一最大の集散市場10)近世初頭に京・大阪を中心として、海藻の唯一最大の集散市場
- て残っている。 された享保十一(一七二六)年の指出帳が志摩国内の全村についされた享保十一(一七二六)年の指出帳が志摩国内の全村についを記させ提出を命じた帳面。村明細帳。稲垣氏の入部の際に提出1)領主の交代時に領内支配の基礎資料として、領主が各村に村勢1)領主の交代時に領内支配の基礎資料として、領主が各村に村勢
- 八七七)年から全国規模で行われた水産調査が基になっている。(2)三重県勧業課六等属水野正連が編述したものであり、明治十 (一
- (4)『三重県K崔図犀』こよ「公毎予魚寸ノ貫亍をニ見勺等ゝ上也ノ団法人東海水産科学協会・海の博物館が復刻版を刊行している。魚介苔藻の製造法や漁村の慣例維持法をも調査し集めたもの。財(13) 明治十四年に編述された『三重県水産図説』の遺漏を補填し、
- 廣狭形状ニョリ多少ノ異同アリ。山林耕地ニ乏キ村浦ニ於テハ漁)『三重県水産図解』には「沿海各漁村ノ慣行及ヒ規約等ハ土地ノ

と捉えることが出来る。考ニ弁ナラシム」とあり、漁村を維持するために決められた規約異ナルモノハ之ヲ毎村ニ掲ケ否ラサルモノハ各村並記シテ以テ参テ之ヲ専業トセザルカ為メニ其方法自ラ疎ナルカ如シ。故ニ格別業専ラナルヲ以テ其方法厳ナリト雖モ耕地山林ニ富メル所ニアツ

- と。各村で申し合わせてとりきめていた。(15) 一定の期間、磯を留め置いて自由に漁をさせないようにするこ
- 五 海の博物館、一九八八) 田四朗「近世における志摩の荒布漁業(上)」(『海と人間』十
- (1) 石鏡漁業協同組合所蔵文書
- 記されている。 屋等ニ回送ス。其低價ナルニ及ンテ之レヲ乾シ大坂ニ輸送ス」と(ユ)『三重県水産概略』に「捕獲ノ後、縣下津、山田、松坂及ヒ名古
- とが確認されている他、御師による熨斗の需要も大きかった。(2) 伊勢神宮に参詣する旅人の食事として鮑が多く出されているこ
- (a)「三重県漁業調整規則」第三八条
- (2) 和歌森太郎編『志摩の民俗』(吉川弘文館、一九六五) 項三十に
- 貝商人共有之」という状況であった。 (2) 文化七(一八一○)年時点では「村々に五六人より八九人の生
- 村・菅島村・答志村の二十ケ村。村・甲賀村・安乗村・相差村・国崎村、小浜組から石鏡村、神島村・片田村・船越村・波切村、国府組から名田村・畔名村・志島(3) 鵜方組から南張村・浜島村・御座村・越賀村・和具村・布施田

- 五 海の博物館、一九八八)所収(2) 中田四朗「近世における志摩の荒布漁業(上)」(『海と人間』十
- (2) 鳥羽市菅島町菅島支所文書一二四(海の博物館所蔵複写版
- (2) 史料では宿と記されている。
- る。」とある。…主にイワシ・アジを捕獲したが、サバも亦多少捕ったようであには「紀伊・志摩沿岸に行われた南北網と称する四艘張網漁業は(2)山口和雄『日本漁業史(復刻版)』(東京大学出版会、一九七九)
- の習性によるとする考があるが定説はない。」と述べている。海に移動する習性とみなす気候説と気候にともなう回帰的産卵への回遊習性が、秋から始まり春に及ぶことから、冷気をさけて暖の一、(『海と人間』三、海の博物館、一九七五)では、「この鯔(2)中田四朗「近世の志摩における鯔漁業-鯔楯漁業の展開を主と
- (2)『鳥羽市史 上巻』
- して‐」(『海と人間』三、海の博物館、一九七五)(3)中田四朗「近世の志摩における鯔漁業‐鯔楯漁業の展開を主と
- 魚がその上に来た時に引き上げて捕獲する漁法。(31) 長方形の敷き網を水中に沈め、敷き網の上に魚群を追いたて、
- る漁法。 の内部で、引き網、敷き網、または、刺し網などを用いて漁獲す3)網幅がほぼ水深に一致する帯状形の大網で内湾を立て切り、そ3
- (3)『鳥羽市史 上巻』
- まれており、伊勢神宮に参詣にくる旅人たちに多く食されていた。(3) 鯔は「みょうきち」や「なよし」とも呼ばれ、出世魚として好

- (3) 海の博物館所蔵本浦地下文書
- (3) 中田四朗「近世の志摩における鯔漁業‐鯔楯漁業の展開を主とこのことを発端として石鏡村と浦村は何度も論争を繰り返した。○○匁の上納と引き換えに浦村領での漁業権を保証されている。(3) 石鏡村は慶長十三(一六○八)年に領主である九鬼氏から銀二
- して‐」(『海と人間』三、海の博物館、一九七五)所収3/『甲型島(東土の元暦~3/『海常館、一九七五)所収
- (3)『海女習俗基礎調査報告書』(三重県、二〇一二)
- (4)中田四朗『三重県漁業史の実証的研究』(中田四朗先生喜寿記念村、国府村、東大淀村の村控が残っていることが確認されている。産取調書である。中田四朗氏の調査で現在は浦村、越賀村、船越産を実施した。その際に各村から三重県に提出された調査書が水産の場ででである。中田四朗氏の調査で現在は浦村、越賀村、船越のを通じて、内務省勧農局長の指示した一定の調査規格による調所を通じて、内務省勧農局長の指示した一定の調査規格による調明治十二年八月二十四日に三重県令岩村定高の名において郡役の第)
- する漁業権を保有していなかった村が、漁業権獲得のため拝借願(4) 三ヶ所村のように藩政時に水主米を上納しながら地先海面に対刊行会、一九八七)
- 六)年に公布している。 合準則」と同内容の「三重県漁業組合準則」を明治一九(一八八(⁴)明治政府の意向に沿う形で三重県甲第四六号布達にて「漁業組

いを提出している。

- (3) 度会県は明治九(一八七六)年に三重県に合併されて廃止され
- (4) 中田四朗『三重県漁業史の実証的研究』

[参考史料]

漁業組合準則

農商務省令第七号公布

第一条 漁業 - 水産動植物採捕ヲ併称ス - ニ従事スルモノハ適宜区画

ヲ定メ組合ヲ設ケ規 約ヲ作リ管轄庁ノ認可ヲ請フヘシ。

漁業者僅少ニシテ他ノ漁場ニ関係セサル地ハ管轄庁ノ見込ヲ

以テ組合ヲ要セサルコトアルヘシ。

第二条 組合ハ営業ノ弊害ヲ矯正シ利益ヲ増進スルヲ目的トス。

組合ハ左ノ二類トス。

第一類 捕魚採藻(遠海漁業若クハ大地引・台網・ 捕鯨・昆布採取

類) ノ種類ニ従ヒ特ニ組合ヲナスモノ

第二類 河海湖沼沿岸ノ地区ニ於テ各種ノ漁業ヲ混同シテ組合ヲナ

第四条 前条第二類ノ漁業ニシテ漁場ノ相連帯スルモノハ必ス一組合

トナスヘシ

スモノ

第五条 組合規約ニ掲ク可キ事項左ノ如シ。

組合ノ名称及事務所位置

組合ノ目的

 \equiv 役員選挙法及権限

兀 会議ニ関スル規程

五 加入者及退去者ニ関スル規定

六 違約者処分ノ方法

七 費用ノ徴収及賦課法

捕魚採藻ノ季節ヲ定ムル事

九 漁具・漁法及採藻ノ制限ヲ定ムル事

漁場区域ニ関スル事

第六条 十 一 組合ハ規約ヲ更正シ、若クハ前組合ヲ分立・合併セントスル 前各項ノ外組合ニ於テ必要トナス事項

トキハ、管轄庁ノ認可ヲ請フヘシ。

第七条 組合ハ聯合会ヲ設ケ、其規約ヲ作リ、若クハ之ヲ更正セント

スルトキハ、管轄庁ノ認可ヲ請フヘシ

第八条 二府県以上ニ渉ル組合及聯合会ノ規約ハ交渉官庁ヲ経テ農商

務省ノ認可ヲ請フ可シ。

規約ヲ更正シ、若クハ其組合ヲ分立合併セントスルトキモ本条

一準スヘシ。

第九条 二府県以上ニ渉ル組合ハ便宜ノ地ニ事務所本部ヲ設ケ、其他 ハ毎府県事情ニ依リ其必要ナラザル場合ニ於テハ、之ヲ置カサルヲ

得

(すぎやま あゆみ 三重大学大学院人文社会科学研究科一年)